

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番6号
レカム株式会社
代表取締役社長 伊藤 秀博

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ 7階「カトレア」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第22期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.recomm.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、会社説明会を開催する予定でございますので、ご多忙とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、年度前半は政府の経済政策や金融緩和等による円安の進行と株価上昇を背景に、緩やかな景気回復傾向が続いておりましたが、年度後半には中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化の影響を受けGDPがマイナス成長に転じるなど一進一退の状況で推移しており、今後の経済環境は先行き不透明な状況です。

当社の属する情報通信業界におきましては、当社グループの主要顧客層である中小企業においても、インターネット環境のブロードバンド化が進展し、仮想移動体通信事業者(MVNO)の相次ぐ新規参入やNTTグループによる「光コラボレーションモデル」などの新たなサービスも開始となっております。それら通信サービスの選択肢が広がる一方で顧客獲得における競合状況は激化しております。また、マイナンバー制度の開始に向けたセキュリティ対策やクラウドサービスの多様化などからITインフラに関する投資環境は堅調に推移しております。

こうした経営環境のなか、当社グループは「限界への挑戦！」を当期のグループスローガンに掲げ、「経営資源の集中による既存事業の拡大強化」「M&Aの推進」「情報システム投資の推進による生産性向上」の3つの成長戦略を推進しております。また、2017年9月期を最終年度とする中期経営計画に基き、グループの中核事業である情報通信機器事業では事業規模拡大に向け、①統括本部制度および地域支社制度の導入②顧客満足度向上を主眼に置いた営業手法の抜本的改革③商品・販売における差別化戦略の確立を事業戦略としております。営業手法の抜本的改革においては、従来の戦略商品の提案を中心とした営業手法を抜本的に見直し、約6万件の既存顧客に対してのデータベースを活用した定期訪問による信頼性構築を重視した営業手法に変革を図り、アクティブ顧客の掘り起しを図ると共に通信インフラ・情報通信機器に関するワンストップサービスを目指しております。一方でBPO※1事業においては前期に実施したM&Aの実施効果を最大化すべく、①3社合併および一体化の推進②ミャンマーBPOセンターの立上げによるフルラインナップ体制の確立③日本語教育の充実による顧客満足度向上④生産性の向上を事業戦略とし、新規顧客の獲得を強化しました。それらの取り組みによって、経営ビジョンの一つである「業界

№. 1」企業グループの実現に向けた事業規模拡大の基盤構築を進めております。

以上の事業戦略の推進の結果、連結売上高は前年同期比1.0%増の3,718百万円と8期ぶりの増収となりました。売上高が増収となった要因は、BPO事業の売上高が新規業務委託先の獲得が好調に推移したことやM&Aの実施効果によって対前年同期比162.3%増となったことが主たる要因となっております。利益面では、情報通信機器事業において営業手法改革に初期投資費用（顧客データベースの再構築費用や教育研修費）を費やしたものの当初想定した営業生産性の向上を図ることができなかつたことや新卒営業社員20名の採用による人件費の増加等から販売管理費が前年同期比で13.9%増加したこと並びに平成27年9月25日開示の「IP電話機への不正アクセスによる被害に関する調査結果等について」にてお知らせしましたとおり、当社が販売しました「IPビジネスホン・AI900」（以下、「AI900」といいます。）に関してトラブルが発生した顧客への対応を最優先にした影響などにより、連結営業損失は64百万円（前年同期は101百万円の利益）となりました。連結当期純利益は、連結子会社である大連賽カ睦通信設備有限公司の持分売却利益53百万円等の要因により、前年同期比59.6%減の28百万円となりました。

※1 BPOは Business Process Outsourcing の略称です。

事業別の状況は次のとおりとなりました。

(a) 情報通信機器事業

直営店チャネルにおいては、前述のとおり営業手法の抜本的な改革に取り組みました。また、顧客データベースの情報整理と充実を図ることによって今後の顧客営業体制の基盤構築も並行して実施しました。商品戦略としては収益率の高いUTM※2およびLEDの積極的な拡販によって、営業一人当たり売上高の向上を中心とした収益率の改善に取り組みました。これらの結果、営業手法改革の実施により、第1四半期連結会計期間に商談件数が大幅に減少し、その後も当初想定した営業生産性の向上を図ることができなかつたことや、当社が販売しました「AI900」に関するトラブル対応により営業活動時間の減少を招いたこと、地域別では西日本地域の業績が低迷した影響により、同チャネルの売上高は前年同期比2.4%減の1,847百万円となりました。

加盟店チャネルにおいては、「パートナー営業部」による情報の一元管理を行い、各チャネルのノウハウの水平展開による既存店の底上げを図りました。この結果、デジタル複合機の売上高が前年同期比4.7%増となった他、営業一人当たり売上高が前年同期比7.8%増の月間平均2,690千円となったことにより、同チャネルの売上高は前年同期比0.4%増の1,541百万円となりました。

代理店チャネルにおいては、採算性の更なる見直しにより前期に引き続き減収となり、同チャネルの売上高は146百万円となりました。

これらの結果、事業全体の売上高は、前年同期比で2.1%減の3,534百万円となりました。利益面においては収益率の向上と役員報酬の減額を含む販売管理費の圧縮も進めましたが、前述の営業手法改革および新卒採用によるコスト増加と前述の「A I 9 0 0」に関するトラブル対応の影響を補うには至らず、営業損失は69百万円（前年同期は78百万円の利益）となりました。

※2 UTM (Unified Threat Management : 統合脅威管理) の略称です。

(b) BPO事業

BPO事業では、レカムBPOソリューションズ株式会社において、日本国内で営業社員を前年から倍増し、新規業務受託の営業体制を強化しました。その結果、当連結会計年度において、新たに34社の新規業務を受託するとともに、既存顧客からの受託業務の拡大も推進するなど、グループ外受託業務の売上拡大を図りました。また、ミャンマー連邦共和国への進出に関しては、平成26年12月に法人設立が認可され、人材の教育や通信インフラ等の環境を整備した結果、平成27年6月より稼働を開始いたしました。加えて、管理職教育の強化によるマネジメント力向上、スタッフ層への日本語教育の強化等によって業務品質の向上を図り、ローコストオペレーション体制の確立にも継続して取り組みました。

これらの結果、売上高は183百万円（前年同期比162.3%増）と大幅な増収となりました。営業利益は前期に実施したM&Aにより連結子会社化した中国子会社2社とBPO事業における中核子会社である大連レカム通信設備有限公司の合併が、中国市政府当局の認可に時間を要したため管理部門の統合が未実現であることや急激な円安の影響によるオペレーションコストの増加、好調な新規顧客開拓を更に強化するために当初計画を上回る営業社員の増員を実施したこと等の影響により、1百万円（前年同期は22百万円の利益）と減益となりました。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特に記載すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特に記載すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特に記載すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当期に取得した子会社株式につきましては、「(3) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(2) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第19期 (平成24年9月期)	第20期 (平成25年9月期)	第21期 (平成26年9月期)	第22期 (当連結会計年度 平成27年9月期)
売 上 高 (百万円)	4,423	4,056	3,681	3,718
当 期 純 利 益 (百万円) 又は純損失 (△)	25	△188	71	28
1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (注)1、2 (円)	116.17	△833.76	1.63	0.57
総 資 産 (百万円)	1,671	1,380	1,892	2,099
純 資 産 (百万円)	137	96	873	937
1株当たり純資産額(注)1、2 (円)	593.56	271.54	17.02	17.43

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
2. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。このため、第21期につきましては期首に当該分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益又は純損失 (△)」および「1株当たり純資産額」を算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
オーバス株式会社	330百万円	100.0%	情報通信機器の設置・保守
レカムBPOソリューションズ株式会社	44	100.0	BPO事業
大連賽卡睦通信設備有限公司	94	78.1	BPO事業
長春賽卡睦服務外包有限公司	7	(78.1)	BPO事業
大連新濤諮詢服務有限公司	17	100.0	BPO事業
大連求界奥信息服務有限公司	8	(100.0)	BPO事業
MYANMAR RECOMM CO.,LTD	15	(100.0)	BPO事業
ヴィーナステックジャパン株式会社	4	100.0	情報通信機器の販売
株式会社コスモ情報機器	10	100.0	情報通信機器の販売

- (注)1. 議決権比率の()は、直接保有、間接所有を合せた比率であります。
 2. 平成26年12月22日にMYANMAR RECOMM CO.,LTDを、平成27年5月15日にヴィーナステックジャパン株式会社をそれぞれ設立いたしました。
 3. 平成27年7月1日に株式会社コスモ情報機器の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の採用・育成

情報通信機器事業では、お客様に対して営業に関わるあらゆる問題解決を提供する「セールスソリューションプロバイダー」の確立を目指しておりますが、人材のスキルアップが業務品質向上に直結するBPO事業も含め、当社グループの最大の経営資源は人材であり、その採用、育成は経営の最重要課題であります。こうしたなか、設立以来特に営業社員の教育・育成に注力してきておりますが、未だ営業人員数、生産性、成長性、効率性において競争優位性を確立するまでには至っておりません。従いまして、今後も人材の採用、育成を経営の最重要課題として取り組んでまいります。

② 営業ノウハウのマニュアル化

情報通信機器事業においては、全国の販売網を活かした営業活動を行っておりますが、それらのノウハウやオペレーション運営に関しての「マニュアル化」は人材の採用・育成はもとより、フランチャイズ加盟店や代理店の売上拡大、業績向上においても大変重要な課題であり、今後も継続して「マニュアル」の構築、進化に取り組んでまいります。

③ 取扱商品の拡充

当社グループは中小規模法人を中心に「ビジネスホン」、「MFP」、「セキュリティアプライアンス」を主力商品として販売しておりますが、顧客のIT環境においては年々そのニーズが多様化しているとともに、ブロードバンドを核に端末機器においては融合化が進んでおります。当社グループにおいても、こうした顧客動向に対応した今般販売を開始したLEDのような顧客ニーズを踏まえた端末機器、インフラ、コンテンツをワンストップで提供できるよう取扱商品およびサービスの拡充に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業内容	主要商材、製品
情報通信機器事業	ビジネスホン、デジタル複合機、LED、その他OA機器等の販売・設置・保守
BPO事業	BPOの受託

(6) 主要な営業所（平成27年9月30日現在）

当社	本社：東京都千代田区
オーパス株式会社	本社：東京都千代田区、技術部門：埼玉県戸田市
レカムBPOソリューションズ株式会社	本社：東京都千代田区
大連賽卡睦通信設備有限公司	本社：中華人民共和国遼寧省大連市
長春賽卡睦服務外包有限公司	本社：中華人民共和国吉林省長春市
MYANMAR RECOMM CO.,LTD	本社：Pyay Road Yangon, Sidawgyi Condominium, Yangon, Myanmar
ヴィーナステックジャパン株式会社	本社：東京都千代田区
株式会社コスモ情報機器	本社：静岡県静岡市

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報通信機器事業	93（2）名	13（-）名増
B P O 事業	119（-）	7（△2）名増
管理部門	19（-）	1（1）名減
合計	231（2）	19（△3）名増

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102（-）名	6（-）名増	33.0歳	5.3年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	169百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社東日本銀行	42

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 50,784,500株（自己株式13,000株を除く）
- ③ 株主数 7,297名
- ④ 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する保有株式数の割合において上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 秀 博	4,000,000株	7.8%
山 崎 和 也	3,923,200	7.7
有 限 会 社 ヤ マ ザ キ	2,847,200	5.6
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	775,800	1.5
楽 天 証 券 株 式 会 社	722,800	1.4
亀 山 与 一	500,000	0.9
鍵 谷 文 勇	490,000	0.9
株 式 会 社 ビ ジ ョ ン	483,800	0.9
岩 田 英 作	393,000	0.7
富 田 邦 守	287,000	0.5

(注) 持株比率は自己株式（13,000株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年9月30日現在)

		第9回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成24年10月19日	平成25年11月15日
新株予約権の数		250個	1,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,800円 (1株当たり 18円)	新株予約権1個当たり 3,900円 (1株当たり 39円)
権利行使期間		平成26年10月20日から 平成31年10月19日まで	平成27年11月16日から 平成32年11月15日まで
行使の条件		注1	注1、注2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 250個 目的となる株式数： 25,000株 保有者数： 1人	新株予約権の数： 1,050個 目的となる株式数： 105,000株 保有者数： 3人
	社外取締役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人
	監査役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人	新株予約権の数： 250個 目的となる株式数： 25,000株 保有者数： 1人

- (注) 1. 1) 新株予約権の譲渡および買入はこれを認めない。
2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人は権利を行使できる。
3) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の役員または使用者であることを要する。
2. 第11回新株予約権における取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(平成27年9月30日現在)

		第13回新株予約権
発行決議日		平成26年11月14日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 97,000円 (1株当たり 97円)
権利行使期間		平成28年11月15日から 平成33年11月14日まで
行使の条件		注
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 500個 目的となる株式数： 50,000株 保有者数： 3人
	社外取締役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一人
	監査役	新株予約権の数： 100個 目的となる株式数： 10,000株 保有者数： 1人

- (注) 1) 新株予約権の譲渡および質入はこれを認めない。
 2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人は権利を行使できる。
 3) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の役員または使用人であることを要する。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 秀博	レカムグループCEO オーパス(株)、レカムBPOソリューションズ(株)取締役、 大連賚卡睦通信設備有限公司董事長
取締役	川畑 大輔	常務執行役員CFO、レカムBPOソリューションズ (株)代表取締役、大連賚卡睦通信設備有限公司董事
取締役	古場 邦良	常務執行役員首都圏支社長
取締役	田中 最代治	(株)田中経営研究所代表取締役
取締役	山口 義成	(株)アールネクスト、(株)エヌイーエス、(株)アイ・アール・ ジー・インターナショナル代表取締役
常勤監査役	加藤 秀人	オーパス(株)、レカムBPOソリューションズ(株)監査役
監査役	山崎 篤士	弁護士
監査役	加賀 聡	公認会計士

- (注) 1. 取締役田中最代治氏および山口義成氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山崎篤士氏および加賀聡氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役田中最代治氏および山口義成氏ならびに監査役山崎篤士氏および加賀聡氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 4. 監査役山崎篤士氏および加賀聡氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役山崎篤士氏は、弁護士として企業法務ならびに経営全般の指導を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役加賀聡氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役 該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2)	57百万円 (6)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	12 (4)
合計 (うち社外役員)	8 (4)	70 (10)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成6年9月30日開催の創立総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年9月30日開催の創立総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役1百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中 最代治氏は、株式会社田中経営研究所の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社田中経営研究所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役山口義成氏は、株式会社アールネクスト、株式会社エヌイーエスおよび株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナルの3社の代表取締役を兼務しております。なお、当社はそれら3社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 田 中 最代治	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち14回に出席いたしました。他の企業の役員経験等、経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 山 口 義 成	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち13回に出席いたしました。他の企業の役員経験等、経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 山 崎 篤 士	当事業年度に開催された取締役会全15回、ならびに監査役会全13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会においても、法務関連および内部統制に関し、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 加 賀 聡	当事業年度に開催された取締役会全15回、ならびに監査役会全13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会においても、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 九段監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額（消費税等は含まれておりません。）を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制について

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびレカムグループは、全ての取締役、執行役員およびレカムグループにおいて雇用されている者（嘱託として雇用した者やパートタイマー含む。以下、「レカムグループの役員および社員等」という）が、関係法令・社内規程の遵守および倫理への適合（以下、「コンプライアンス」という）する職務を遂行するために、法令・定款だけではなく、企業理念および企業倫理規程をはじめとする各種社内規程や社会規範を行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心にレカムグループの役員および社員等への教育を行う。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について、レカムグループの役員および社員等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理担当取締役を任命する。コンプライアンス、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスク管理担当取締役管掌のもと、経営管理本部が行うものとする。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスマネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施し、その結果は取締役会および監査役に報告される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および「取締役会規程」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。
- (2) 意思決定の一層の迅速化および業務執行の監督・監視機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において、執行役員を選任すると

- もにその業務分担を定める。
- (3) 当社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限および手続きにしたがって執行役員社長または担当執行役員、部門長等が行う。
 - (4) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期の業績管理の実施を行う。
 - (5) 取締役会による月次業績のレビューと具体的改善策の立案、実施を行う。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社およびレカムグループにおける内部統制の構築を目指し、当社の経営管理本部をレカムグループ全体の内部統制に関する担当部門とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社取締役、執行役員およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) 当社およびレカムグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、その評価、維持、改善等を行う。
 - (4) 当社の内部監査部門は、当社およびレカムグループ各部門の内部監査を実施し、その結果をその責任者に報告の上、内部統制の改善策の指導、実施の支援・援助を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- レカムグループの役員および社員等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびレカムグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

なお、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨をレカムグループの役員および社員等に周知徹底する。また、内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益扱いを禁止する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める執行役員会等重要な会議に出席する。また、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。
- (3) 監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- (4) 監査役が職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、当社はその費用を負担する。

(6) 業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況

当社では、前記の内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会規範および企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を定め、全社員に周知徹底を行っております。

また、遵守すべき法令をまとめた「コンプライアンスマニュアル」の見直しを定期的に行い、全社員に対し教育を行っております。

② 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を15回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

また、取締役会とは別に毎月、部課長以上の役職者で構成する経営会議を行い、社内情報の一元化と業務推進および定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

③ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、毎月開催の経営会議に子会社役職者が出席し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

④ 海外子会社の業務の適正性に対する取組みの状況

海外の子会社については、担当取締役を現地に派遣し定期的な監査を実施するとともに、提出された報告資料や毎月開催される電話会議等により、業務の遂行状況のモニタリングを行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 商 品 前 払 費 用 金 未 収 入 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金	流 動 負 債 買 掛 金 短 期 借 入 金 1年以内返済予定の長期借入金 未 払 法 人 税 等 未 払 金 未 払 費 用 金 預 り 金 未 払 消 費 税 等 事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 賞 与 引 当 金 受 注 損 失 引 当 金 そ の 他
1,524,743	765,047
固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 及 び 構 築 物 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 工 具 器 具 備 品 リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額	固 定 負 債 転換社債型新株予約権付社債 長 期 借 入 金 長 期 預 り 金 負 の の れ ん 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 長 期 未 払 金 退 職 給 付 に 係 る 負 債
574,385	396,455
無 形 固 定 資 産 の れ ん ソ フ ト ウ エ ア そ の 他 投 資 そ の 他 の 資 産 長 期 貸 付 金 敷 金 保 証 金 保 険 積 立 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金	負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 その他の包括利益累計額 為 替 換 算 調 整 勘 定 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分
335,130	1,161,502
292,943	856,774
28,250	707,805
13,937	626,281
182,912	△476,467
3,123	△845
31,683	28,426
29,219	28,426
56,761	17,972
27,787	34,452
64,573	
△30,237	
2,099,129	937,626
2,099,129	2,099,129

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,718,355
売上原価	2,809,900
売上総利益	908,455
販売費及び一般管理費	972,677
営業損失	64,221
営業外収益	
受取利息	693
負ののれん償却額	1,185
受取手数料	1,084
為替差益	1,687
その他	2,011
営業外費用	
支払利息	6,419
株式交付費	2,940
その他	643
経常損失	10,003
特別利益	67,564
事業譲渡益	21,000
預り金返還免除益	13,280
関係会社株式売却益	53,763
その他	1,664
特別損失	
損害賠償金	23,792
税金等調整前当期純損失	1,646
法人税、住民税及び事業税	14,352
法人税等調整額	△44,774
少数株主損益調整前当期純利益	28,774
当期純利益	28,774

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	704,455	661,635	△543,946	△845	821,300
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			28,774		28,774
新 株 の 発 行	3,349	3,349			6,699
欠 損 の 填 補		△38,703	38,703		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,349	△35,354	67,478	-	35,473
当 期 末 残 高	707,805	626,281	△476,467	△845	856,774

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	38,226	38,226	7,455	6,369	873,352
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					28,774
新 株 の 発 行					6,699
欠 損 の 填 補					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9,800	△9,800	10,517	28,083	28,800
当 期 変 動 額 合 計	△9,800	△9,800	10,517	28,083	64,274
当 期 末 残 高	28,426	28,426	17,972	34,452	937,626

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	9社
・連結子会社の名称	オーパス株式会社 レカムBPOソリューションズ株式会社 大連賽卡睦通信設備有限公司 長春賽卡睦服務外包有限公司 大連新濤諮詢服務有限公司 大連求界奥信息服務有限公司 MYANMAR RECOMM CO.,LTD ヴィーナステックジャパン株式会社 株式会社コスモ情報機器

MYANMAR RECOMM CO.,LTDおよびヴィーナステックジャパン株式会社は、当連結会計年度において新規に設立したため、連結範囲に含めております。また、平成27年7月において、当社は株式会社コスモ情報機器の全株式を取得し同社を子会社化したため、連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計期間において、当社の連結子会社であるレカムBPOソリューションズ株式会社は、当社の連結子会社であった株式会社ニューウェーブビジネスソリューションおよびHJオプショアサービス株式会社を吸収合併いたしました。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち大連賽卡睦通信設備有限公司、長春賽卡睦服務外包有限公司、大連新濤諮詢服務有限公司、大連求界奥信息服務有限公司の決算日は12月31日、MYANMAR RECOMM CO.,LTDの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、上記5社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の子会社の決算日は、9月30日であります。

4. 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、主として定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

a 建物及び構築物

3年～27年

b 機械装置及び運搬具

3年～6年

c 工具器具備品

3年～8年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

ホ. 事業所閉鎖損失引当金

事業所の閉鎖に伴い発生する費用の支出に備えるため、閉鎖費用の見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めておりません。

⑥ のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび負ののれん（平成22年3月31日以前に発生）の償却については、8年間から10年間の均等償却をしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

定期預金 60,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

買掛金 25,001千円

2. 保証債務

リース債務保証 2,763千円

割賦販売債務保証 15,307千円

金銭債務保証 47,471千円

当社が販売する商品のうち、スマートレンダー株式会社に対するリース販売、およびCBSフィナンシャルサービス株式会社に対する割賦販売については、顧客が債務不履行の状態になった場合には残債務の50%をレカム株式会社が債務保証する契約を締結しております。

また、レカム株式会社の代表取締役がオリックス株式会社との間で締結した支払委託契約に対して、弁済残高に対する債務保証を行っております。

(3) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 50,797,500株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

決議日	新株予約権	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
平成23年10月14日 第8回新株予約権 取締役会決議	510個	普通株式	51,000株
平成24年10月19日 第9回新株予約権 取締役会決議	1,930個	普通株式	193,000株
平成26年7月23日 第1回新株予約権付社債 に付された新株予約権 取締役会決議	40個	普通株式	4,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(4) 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に子会社の運転資金を銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金ならびに取引先企業等に対する長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は主に賃貸借物件等の契約時に預託したものであり、保証金は主に取引先との取引に応じて預託したものでありますが、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に子会社の運転資金として調達したものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各子会社における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき経理グループが適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、41.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預金	481,725千円	481,725千円	－千円
受取手形及び売掛金	638,960		
貸倒引当金（※）	△11,771		
	627,188	627,188	－
未収入金	56,696	56,696	－
長期貸付金	3,123	3,113	△10
資 産 計	1,168,733	1,168,723	△10
買掛金	339,279	339,279	－
短期借入金	100,000	100,000	－
未払法人税等	21,476	21,476	－
未払金	52,484	52,484	－
預り金	121,836	121,836	－
長期借入金（1年内返済予定を含む）	284,319	284,073	△245
リース債務（1年内含む）	511	528	17
負 債 計	919,907	919,678	△228

※ 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

- ・現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金、預り金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・長期借入金

元金の合計額を、新規と同様の借入取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額
(資産)	
敷金	31,683千円
保証金	29,219
(負債)	
長期預り金	81,683
長期未払金	25,000

(5) 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

(6) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 17円 43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円 57銭 |

(7) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(8) その他の注記

(企業結合関係)

株式会社コスモ情報機器の株式取得による企業結合

①企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社コスモ情報機器

事業の内容 情報通信機器のレンタル

事業の規模 (平成27年6月期末日現在)

資本金 10百万円

純資産 68百万円

総資産 155百万円

ロ. 企業結合を行った主な理由

株式会社コスモ情報機器の理念である「お役立ち精神」と当社の理念である「お客様にとっての最適の情報通信システムの構築により社会に貢献する」とには、目指す方向性に共通点が多く、また、代表取締役社長である川嶋氏の30年以上の経営ノウハウを当社が吸収することで、当社グループの企業価値向上に資するものと考えたため。

ハ. 企業結合日

平成27年7月1日

ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 結合後の企業の名称

株式会社コスモ情報機器

ヘ. 取得した議決権比率

取得後の議決権比率 100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

②連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年7月1日から平成27年9月30日まで

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	220百万円
取得に直接要した費用	13百万円
取得原価	233百万円

④発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

189百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	88百万円
固定資産	66百万円
資産合計	155百万円
流動負債	45百万円
固定負債	41百万円
負債合計	86百万円

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,176,482	流 動 負 債	694,706
現金及び預金	189,362	買掛金	320,346
売掛金	584,800	短期借入金	100,000
商品	256,384	1年内返済予定の長期借入金	70,404
前払費用	23,674	未払金	59,587
短期貸付金	750	未払費用	7,287
未収入金	78,435	未払法人税等	4,677
繰延税金資産	36,456	預り金	119,022
その他	17,952	事業所閉鎖損失引当金	2,660
貸倒引当金	△11,336	受注損失引当金	3,053
		その他	7,669
固 定 資 産	1,213,902	固 定 負 債	333,374
有 形 固 定 資 産	14,958	転換社債型新株予約権付社債	50,000
建物及び構築物	6,208	長期借入金	177,493
工具器具備品	8,345	長期預り金	79,103
リース資産	404	負ののれん	1,777
		長期未払金	25,000
無 形 固 定 資 産	38,217	負 債 合 計	1,028,080
ソフトウェア	24,280	純 資 産 の 部	
その他	13,937	株 主 資 本	1,344,330
投資その他の資産	1,160,726	資本金	707,805
長期貸付金	3,123	資本剰余金	626,281
関係会社株式	969,025	資本準備金	507,805
関係会社出資金	35,139	その他資本剰余金	118,476
保険積立金	51,994	利 益 剰 余 金	11,088
敷金及び保証金	59,108	その他利益剰余金	11,088
破産更生債権等	40,329	繰越利益剰余金	11,088
繰延税金資産	12,207	自 己 株 式	△845
その他	19,840	新 株 予 約 権	17,972
貸倒引当金	△30,040	純 資 産 合 計	1,362,303
資 産 合 計	2,390,384	負 債 純 資 産 合 計	2,390,384

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,460,979
売 上 原 価		2,639,272
売 上 総 利 益		821,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		917,833
営 業 損 失		96,126
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,234	
受 取 配 当 金	14,671	
負 の の れ ん 償 却 額	1,185	
受 取 手 数 料	6,218	
そ の 他	1,017	24,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,012	
社 債 利 息	568	
株 式 交 付 費	1,304	
そ の 他	360	7,246
経 常 損 失		79,046
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	21,000	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	69,158	
新 株 予 約 権 戻 入 益	164	
受 取 和 解 金	1,500	91,822
特 別 損 失		
損 害 賠 償 金	23,792	23,792
税 引 前 当 期 純 損 失		11,015
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,746	
法 人 税 等 調 整 額	△20,357	△22,104
当 期 純 利 益		11,088

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	704,455	504,455	157,180	661,635	△38,703	△38,703
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					11,088	11,088
新 株 の 発 行	3,349	3,349		3,349		
欠 損 填 補			△38,703	△38,703	38,703	38,703
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	3,349	3,349	△38,703	△35,354	49,792	49,792
当 期 末 残 高	707,805	507,805	118,476	626,281	11,088	11,088

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△845	1,326,542	7,455	1,333,998
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		11,088		11,088
新 株 の 発 行		6,699		6,699
欠 損 填 補		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,517	10,517
当 期 変 動 額 合 計	-	17,788	10,517	28,305
当 期 末 残 高	△845	1,344,330	17,972	1,362,303

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

- ① その他有価証券
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② 関係会社株式および関係会社出資金
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ・ 商品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - イ 建物及び構築物 10年～27年
 - ロ 工具器具備品 5年～8年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 受注損失引当金 受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ハ. 事業所閉鎖損失引当金 事業所の閉鎖に伴い発生する費用の支出に備えるため、閉鎖費用の見込額を計上しております。

5. のれんの償却方法および償却期間

負ののれん（平成22年3月31日以前に発生）の償却については、8年間の均等償却をしております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・ 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ・ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(2) 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	
定期預金	60,000千円
担保付債務は次のとおりであります。	
買掛金	25,001千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	35,766千円
3. 保証債務	
リース債務保証	2,763千円
割賦販売債務保証	15,307千円
金銭債務保証	47,471千円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	12,144千円
短期金銭債務	4,590千円

(3) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引による取引高	
① 仕入高	198,469千円
② 販売費及び一般管理費	142,290千円
2. 営業取引以外の取引高	
営業取引以外の取引（収入分）	20,564千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,000株	－株	－株	13,000株

(5) 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	186,888千円
関係会社出資金評価損	13,796千円
貸倒引当金	14,747千円
商品評価損	3,079千円
税務上の繰越欠損金	129,949千円
その他	4,953千円
繰延税金資産小計	353,411千円
評価性引当額	304,747千円
繰延税金資産の純額	48,664千円

②法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の35.6%から33.1%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(6) 関連当事者との取引に関する注記

会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オーパス株式会社	330,000	情報通信機器保守	100.0	兼任2名	業務委託	受取手数料	5,133	—	—
							資金の回収	209,906	—	—
子会社	大連レカム通信設備有限公司	94,533	B P O 事業	78.1	兼任2名	業務委託	受取配当金	14,671	買掛金	—

役員等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伊藤秀博	—	—	(被所有) 7.8	当社代表取締役	資金の回収	27,201	—	—
						債務保証	47,471	—	—
						資産の譲渡	55,000	—	—
役員	中 忠	—	—	—	大連レカム董事	資産の譲渡	15,000	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様に両者間の交渉により決定しており、支払条件も一般の取引先と同様であります。

(7) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 26円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円22銭 |

(8) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レカム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 光 成 卓 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 倉 郁 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レカム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月26日

レ	カ	ム	株	式	会	社
監		査	役		会	
			加	藤	秀	人 ⑩
			山	崎	篤	士 ⑩
			加	賀	聡	⑩

(注) 監査役山崎篤士及び監査役加賀聡は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、取締役会において議決権を行使することができる監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を選任し、中長期的な企業価値向上を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらに、これらの変更に伴う条数の変更も行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は11名以内とする。</p> <p><新 設></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p><削 除></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は11名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法等) 第25条 <条文省略></p> <p>2 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項に異議をのべたときはこの限りではない。</u></p> <p><新 設></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び<u>監査役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第25条 <現行どおり></p> <p>2 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>＜新 設＞</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条～第45条 <条文省略></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) 第34条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><削 除></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第39条～第43条 <現行どおり></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	伊藤 秀博 (昭和37年11月12日生)	昭和60年4月 新日本工販株式会社（現・株式会社フォーバル）入社 平成3年4月 株式会社アイシーエス設立 代表取締役社長 平成6年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年10月 大連賽卡睦通信設備有限公司董事長（現任） 平成17年10月 株式会社コムズ取締役 平成18年4月 株式会社ケーイーエス（現・オーパス株式会社）代表取締役社長 平成18年10月 レカムグループCEO（現任） 平成18年11月 株式会社アレックシステムサービス取締役 平成20年10月 レカム株式会社代表取締役社長 平成21年5月 株式会社アスモ（現・オーパス株式会社）取締役（現任） 平成22年9月 W i z B i z 株式会社取締役 平成25年10月 レカムBPOソリューションズ株式会社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 大連賽卡睦通信設備有限公司董事長 オーパス株式会社取締役 レカムBPOソリューションズ株式会社取締役	4,000千株
2	砥綿 正博 (昭和40年10月1日生)	平成19年1月 当社入社 執行役員経営企画室長 平成19年10月 当社執行役員経営管理本部長CFO 平成19年12月 当社取締役執行役員経営管理本部長CFO 平成20年10月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長CFO 平成21年12月 当社取締役退任 平成22年4月 株式会社セントリックス入社 取締役経営管理本部長 平成23年9月 同社取締役退任 平成23年10月 株式会社ワークビット入社 管理部長 平成27年11月 当社顧問 平成27年12月 当社執行役員経営管理本部長CFO（現任）	一千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	田中 最代治 (昭和8年6月10日生)	昭和27年4月 株式会社日本勧業銀行(現・株式会社みずほ銀行) 入行 平成2年7月 株式会社オリエントファイナンス(現・株式会社オリエントコーポレーション) 代表取締役副社長 平成8年6月 株式会社田中経営研究所代表取締役(現任) 平成12年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社社外取締役(現任) 平成13年6月 株式会社キャリアデザインセンター社外監査役(現任) 平成14年6月 株式会社ガーラ社外取締役(現任) 平成14年6月 イマジニア株式会社社外監査役(現任) 平成17年12月 当社社外取締役 平成21年2月 株式会社イオス社外取締役(現任) 平成21年12月 当社社外取締役退任 平成22年12月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社田中経営研究所代表取締役	112千株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中最代治氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験と知見を有しており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。
3. 当社は、田中最代治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 田中最代治氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年(通算)となります。
5. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 所有する当社の株式数には、役員持株会の所有株式数の本人持分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生ずるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	加藤 秀人 (昭和32年8月9日生)	平成20年8月 当社入社 当社人事総務グループ課長 平成21年6月 当社法務グループ長 平成24年10月 当社法務部長 平成25年5月 当社常勤監査役（現任） [重要な兼職の状況] オーバス株式会社監査役 レカムBPOソリューションズ株式会社監査役	12千株
2	山口 義成 (昭和36年9月22日生)	昭和60年4月 株式会社リクルート入社 平成10年3月 株式会社エヌイーエス設立 代表取締役（現任） 平成11年10月 株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナル設立 代表取締役（現任） 平成17年2月 株式会社アールネクスト取締役 平成19年4月 株式会社アールネクスト代表取締役（現任） 平成22年12月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社エヌイーエス代表取締役 株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナル代表取締役 株式会社アールネクスト代表取締役	51千株
3	嶋津 良智 (昭和40年1月26日生)	昭和62年4月 新日本工販株式会社（現・株式会社フォーバル）入社 平成5年3月 株式会社リンク設立 代表取締役 平成6年9月 当社代表取締役 平成9年9月 当社代表取締役副社長 平成16年10月 当社取締役（非常勤） 平成17年3月 カルチャー・アセット・マネジメント代表取締役 平成17年12月 当社取締役退任 平成25年8月 一般社団法人日本リーダーズ学会代表理事（現任） [重要な兼職の状況] 一般社団法人日本リーダーズ学会代表理事（現任）	113千株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者のうち、山口義成氏および嶋津良智氏は社外取締役の候補者であります。

3. 山口義成氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験と知見を有しており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 嶋津良智氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に当社の取締役として経営に関与しており、また、豊富な経験と知見を有することから取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は当社の取締役を退任後、当社または子会社の役員または使用人等でなかった期間が10年を超えておりますので、社外取締役の要件を満たしております。
5. 当社は、山口義成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、嶋津良智氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 所有する当社の株式数には、役員持株会の所有株式数の本人持分を含んでおります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額については、平成6年9月30日開催の創立総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額500百万円以内と定めること、ならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生ずるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が可決承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

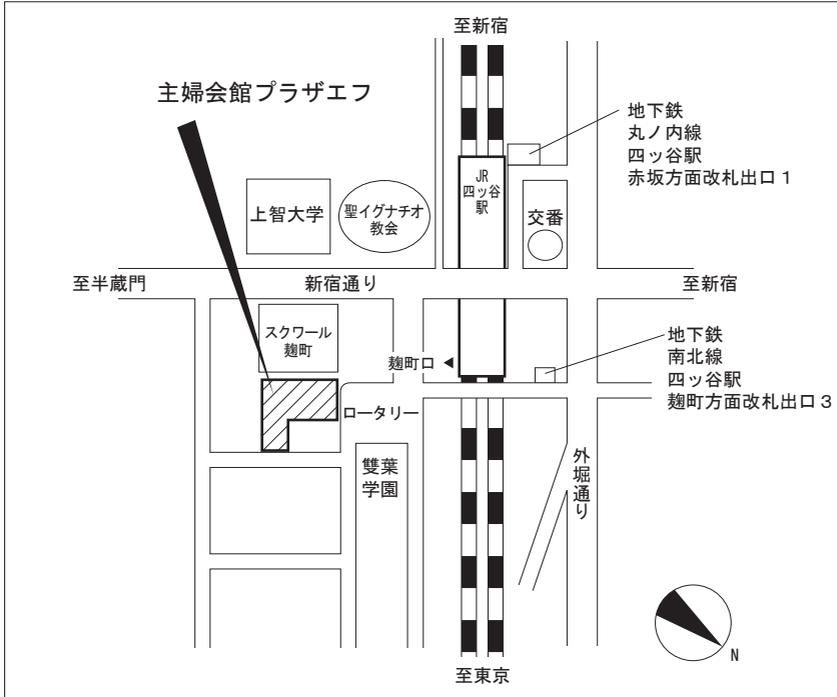
第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生ずるものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ
7階 「カトレア」



会場まで

- JR 中央線
四ッ谷駅（麹町口）から徒歩1分
- 地下鉄 東京メトロ 丸ノ内線
四ッ谷駅（赤坂方面改札出口1）から徒歩3分
- 地下鉄 東京メトロ 南北線
四ッ谷駅（麹町方面改札出口3）から徒歩2分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。